

令和3年5月17日

小山田地区まちづくり推進委員各位

小山田地区まちづくり推進委員会

会長 伊藤 卓

## 小山田地区まちづくり推進委員会中止のご案内

新緑の候、時下 ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、きたる5月28日(金)の19時より開催を予定しておりました、「小山田地区まちづくり推進委員会」につきまして、5月7日(金)に四日市市が新型コロナウイルス感染症に係る「まん延防止等重点措置」の区域に指定されたことから、地区市民センターの会議室の使用ができなくなり、やむを得ず会議を**中止**せざるを得ない状況となりました。

委員会の開催につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、後日、改めてご案内させていただきます。

急なご案内となり大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

### 【問い合わせ】

小山田地区団体事務局

TEL/FAX 328-3320

午前10時～12時 午後13時～16時

令和3年6月1日

小山田地区まちづくり推進委員各位

小山田地区まちづくり推進委員会  
会長 伊藤 卓

令和3年度 小山田地区まちづくり推進委員会(書面決議)のお知らせ

新緑の候、時下 ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素から、地区の活動にご協力をいただきありがとうございます。

さて、三重県に発出されておりますコロナウイルス感染症に係る「まん延防止等重点措置」が6月20日まで延長されたことを鑑み、予定しておりました当委員会について書面による議決を行うことになりました。

つきましては、添付の委員会資料をお読みの上、お手数ですが令和3年6月15日(火)までに、下記の書面議決書を小山田地区団体事務局までご提出いただきますようお願いいたします。(電話連絡、FAXも可といたします)

議案の可決については、ご提出いただいた書面議決書のうち賛成が過半数を超えた場合に可決とさせていただきます。

何卒ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

.....

書面議決書

令和3年度小山田地区まちづくり推進委員会(書面議決)について、次のとおり議決に関する権限を行使します。

【議案1】令和2年度 事業報告

【議案2】令和3年度 役員および委員(案)

【議案3】令和3年度 事業計画および予算(案)

【議案4】小山田地区まちづくり推進委員会規約(改正案)

『上記議案について **賛成** ・ 反対 いたします』

※議案について賛否の表示なき場合は、原案に賛成の意思表示があったものとして取り扱いさせていただきます。

## 【議案1】

### 1)令和2年度 事業報告

日時	種別	主な内容
令和2年		
6月5日(金)	第1回 役員会	小山田地区都市計画マスタープラン(地域・地区別構想)の「策定スケジュール」について (四日市市都市計画課)
6月19日(金)	委員会 (書面決議)	①令和元年度 事業報告 ②令和2年度 組織構成(案)
7月6日(月)	第2回 役員会	小山田地区都市計画マスタープラン(地域・地区別構想)の「たたき台」について (四日市市都市計画課)
8月18日(火)	第3回 役員会	小山田地区都市計画マスタープラン(地域・地区別構想)の「素案」について (四日市市都市計画課)
9月29日(火)	第1回 委員会	委員に小山田地区都市計画マスタープラン(地域・地区別構想)の「素案」を説明
10月・11月	回覧	地域住民を対象とした小山田地区都市計画マスタープラン(地域・地区別構想)「素案」への意見募集 10月20日～11月11日⇒意見なし
12月15日(火)	第4回 役員会	小山田地区都市計画マスタープラン(地域・地区別構想)の「今後のスケジュール」について (四日市市都市計画課)
令和3年		
2月26日(金)	第2回 委員会	委員に「小山田地区人口推計調査」の中間結果報告 (地域活性化センターとオンライン会議)
3月16日(火)	第5回 役員会	来年度事業について

## 【議案2】

### 2)令和3年度 役員および委員(案)

(敬称略)

No.	役職	氏名	町・所属	備考
1	会長	伊藤 卓	山田町	
2	副会長	矢田 義秀	山田町	
3	副会長・会計	古市 ひとみ	堂ヶ山町	新規
4	書記	安藤 勤	鹿間町	
5	委員	宮崎 節夫	山田町	
6	委員	矢田 宏子	山田町	
7	委員	矢田 正喜	山田町	
8	委員	矢田 純一	西山町	
9	委員	大谷 いずみ	小山町	
10	委員	里中 俊雄	小山町	
11	委員	矢田 正信	内山町	
12	委員	古市 義勝	堂ヶ山町	
13	委員	河合 和彦	美里町	
14	委員	黒田 朱美	美里町	
15	委員	山家 多喜男	鹿間町	
16	委員	岸本 久義	鹿間町	
17	委員	委文 治美	和無田町	
18	委員	谷 知美	青山里会	
19	顧問	井上 進	四日市市議会議員	
20	顧問	伊藤 浩一	連合自治会長	新規
21	オブザーバー	野呂 昌則	市民センター館長	新規
22	事務局	矢田 武美	団体事務局	
23	事務局	藤江 義明	地域マネージャー	

## 【議案3】

### 3)令和3年度 事業計画および予算(案)

#### (1)行政との連携について

テーマに沿って市の関係機関と協議を行う。また、センターと連携しテーマに沿った学習会を行う。

#### ◎テーマ①「農」を活かしたまちづくりについて

#### ◎テーマ②空き家・空き地等の利活用について

※令和2年度に引き続き地域活性化センターによる人口推計調査を行う。

あわせて新たな取り組みとして「まちづくり構想」に掲げる基本理念や基本目標の達成に向けた、ワークショップを行う。

ワークショップの企画から実施、結果のとりまとめ等については、地域活性化センターが支援・アドバイス等を行う。

#### (2)小山田地区の人材発掘について

小山田地区には各分野で活躍している方がみえるので、地域活動へと繋がるよう改めて人材の発掘を行う。

(3)令和3年度予算(案)

小山田地区地域社会づくりの総会にて確定

<歳入の部>

単位:千円

科目	金額	摘要
地域社会づくり事業費	100	
合計	100	

<支出の部>

単位:千円

科目	金額	摘要
人材発掘事業	100	*印刷経費
合計	100	

## 【議案4】

### 小山田地区まちづくり推進委員会規約 (改定案)

#### (名称)

第1条 本委員会の名称は、「小山田地区まちづくり推進委員会」(以下「委員会」という。)とする。

#### (目的)

第2条 委員会は、小山田地区において策定された「小山田地区まちづくり構想」(以下「構想」という。)の実現のため、構想に掲げられた取組事項について、行政その他関係機関と協議、連携を図りながら、調査、研究及び具体化方策の検討を行い、施策を実施することを目的とする。

#### (事業)

第3条 委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 構想の具体化方策の検討、提案及び実施
- (2) 行政その他関係機関との連絡調整
- (3) 構想の進捗管理
- (4) 市が策定した「小山田地区地域・地区別構想」に関する協議
- (5) まちづくりに関する調査及び研究
- (6) 住民への情報発信
- (7) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業

#### (委員)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 小山田地区に在住し、又は在勤する者
  - (2) 小山田地区の各町自治会から選出された者
  - (3) 小山田地区で活動する団体から選出された者
  - (4) 小山田地区に関連する事業所
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めたもの
- 2 委員の定数は、20人程度とする。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員の選任に当たっては、目的達成を旨とし、その任に相当でない者は委員会の議決により解任できるものとする。

#### (役員)

第5条 委員会に会長1名、副会長2名及び書記1名、会計1名の役員を置く。

- 2 役員は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時又は会長が欠けた時はその職務を代行する。
- 6 書記は、委員会の記録を作成し、管理する。
- 7 会計は、副会長のうち1名が兼務し、管理する。

(顧問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱し、本会に意見を述べるができる。

(会議)

第7条 会議は、会長が必要と認めた時に随時開催することができる。

2 会議は、第3条の事業を行うために必要な事項について審議する。

3 会議は、委員の半数以上の出席（委任数もこれに含むものとする。）をもって成立し、議決は出席委員の過半数の賛成をもって決する。

4 委員は3名以上の連名で会長に対し会議の開催を要求することができる。この場合において、会長は客観的に判断して合理的と認められる理由がない限り、会議を開催しなければならない。

5 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員会)

第8条 役員会は、会長が随時招集し、次の事項を協議する。

(1) 会議に付すべき事項

(2) 会議で議決した事業の執行に関する事項

(3) その他、会議の議決を要しない会務の執行に関すること

(部会)

第9条 委員会が必要と判断した場合は、部会を設置することができる。

2 部会は、次の各号に掲げる者で構成する。

(1) 委員

(2) 部会の設置目的に関係する団体等

(3) 目的達成に必要な力量、経験等を有する者で、委員会が必要と認めたもの

3 部会には、部会長1名、副部会長(書記を兼務する)1名を置く。

4 部会長及び副部会長の選任は、部会の構成員の互選による。

5 部会は、必要がある時に開催するものとし、部会長が招集する。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、小山田地区団体事務局内に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年11月29日から施行する。

この規約は、令和元年7月2日から施行する。

この規約は、令和3年6月20日から施行する。